

小中学生向け防災教育教材作成業務 公募型企画競争提案説明書

1 本説明書について

「小中学生向け防災教育教材作成業務」の委託先を選定するための公募型企画提案に関して、必要な事項を定める。

2 企画競争に付する事項

(1) 業務名

小中学生向け防災教育教材作成業務

(2) 業務内容

別添「業務内容」のとおり

※ここで示す業務内容は、企画提案の参考となるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書は、本市と契約候補者との協議により作成します。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

(4) 予算規模

7,216,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

3 参加資格

提案者は、令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業務分類が「情報サービス、研究・調査企画サービス」又は「広告業」に登録されている者のうち、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(4) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 企画提案を求める事項

(1) 企画・構成・デザインイメージ

3種類の教材について、全体構成・内容が分かるように、ページサンプルを用いた方法により提案すること。

なお、サンプルページの作成にあたり、必要となるデータや文章、写真等の素材は

仮のもので構わない。

ア 小学校1～3年生向け

イ 小学校4～6年生向け

ウ 中学生向け

(2) 教材作成にあたって、次のア～エについての考え方を示すこと。

ア パワーポイント教材としての工夫について

イ 災害を自分事として認識させるための工夫について

ウ 児童・生徒が主体的に行動する実践力を養うための工夫について

エ 異なる3つの年齢層に対して、発達の段階に応じて効果的に防災教育を行うためのアプローチ手法と見込まれる効果について

(3) 業務執行体制及び実施スケジュール

ア 本業務の目的を達成するための業務執行体制（人員体制を含む。）を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 業務のプロセス及びスケジュールについて、打合せの回数や内容等も含めて具体的に示すこと。

(4) その他独自提案

学習内容を家庭に波及させるような教材の活用方法や機能等について提案すること。

5 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和4年6月20日（月）
質問書提出期限	令和4年6月27日（月）12時必着
参加意向申出書提出期限	令和4年7月4日（月）12時必着
企画提案書等提出期限	令和4年7月13日（水）12時必着
一次審査（書類審査）	令和4年7月15日（金）【予定】
二次審査（ヒアリング）	令和4年7月22日（金）【予定】
提案者への選定結果の通知	令和4年7月下旬【予定】

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 企画提案書（自由様式）

正本）表紙に提案者の社名を記載したもの 1部

副本）表紙に提案者の社名が記載されていないもの 9部

※正本を除き、提案書の紙面には、会社名やロゴマーク等、提案者を特定できるものを記載しないこと。

※用紙サイズはA4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴ること。

ウ 参考見積書（自由様式） 1部

積算の詳細が分かるように内訳を記載すること。なお、企画提案が選定されたものとの契約額を確約するものではない。

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記 11 の契約担当に提出すること。

(4) 提出期限

提出書類	提出期限
・参加意向申出書（様式 1）	令和 4 年 7 月 4 日（月）12 時必着
・企画提案書（自由様式） ・参考見積書（自由様式）	令和 4 年 7 月 13 日（水）12 時必着

※郵送の場合は特定記録によること。

※持参する場合は、月曜から金曜（祝日を除く。）の 9 時から 17 時の間に行うこと。

(5) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む。）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(6) その他

ア 企画提案は、提案者の資格要件を満たす 1 事業者あたり 1 件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の修正、追加、再提出は認めない。

オ 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本公募型企画競争の実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。（複製を含む。）

カ 業務従事者として記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

6 問い合わせ

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式 2）に質問の要旨を簡潔に記入し、下記 11 の契約担当まで F A X 又は電子メールで送信すること。電話による質問は認めない。

電子メールのタイトルは「小中学生向け防災教育教材作成業務質問書」とし、令和 4 年 6 月 27 日（月）12 時まで受け付けるものとする。

(2) 回答

質問書による質問内容及びその回答は、令和 4 年 6 月 29 日 17 時までに、札幌市危機管理局の公式ホームページにて随時公開する。なお、意見の表明と解されるもの等につ

いては、回答しないことがある。

7 選定方法

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「小中学生向け防災教育教材作成業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査する。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 提出書類に基づき、表1に示す評価基準表により、実施委員会委員の評価の合計点が高い順に通過者を決定する。なお、この一次審査の結果は二次審査には持ち越さない。

イ 最低評価基準点を満点の6割とし、最低評価基準点を超えた者を審査対象とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後速やかに提案者全員に書面にて通知する。

エ 一次審査の通過者は、実施委員会委員の評価の合計点の上位3位までの者とする。なお、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

(2) 二次審査

ア 一次審査を通過した提案者に対し、ヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細については別途通知する。

イ 提案者は、参加意向申出書（様式1）に記載された担当者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは、1企画提案者あたり25分以内（提案説明15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの実施順については、実施委員会委員長が事前に決める。

オ 二次審査では、表1の評価基準表に基づき、最低評価基準点（満点の6割）を超えた提案者を対象として、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を選定者として選定する。

カ 提案説明の際、提案者がパソコンなどの電子機器を持ち込み、モニター等へ画像を表示することは可とする。その場合は、企画説明予定日の前日までに下記14の契約担当へ申し出ること。

キ 提案者が1者の場合、二次審査において実施委員会委員の評価の合計点数が最低評価基準点（満点の6割）を超えていれば入選者として選定する。

ク 実施委員会による採点が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

ケ 二次審査の結果は、確定後速やかに二次審査対象の提案者に書面にて通知する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務は原則として入選者を契約候補者とし、その手続きに関しては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、入選者が「6 参加資格」を満たさなくなった場合は、契約しないことがある。入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

表1 評価項目及び評価基準表

委員は、提案に対し、下記のとおり採点する。

※各委員の評価は、「5点：特に優れている、4点：優れている、3点：普通、2点：やや不十分、1点：不十分」で採点し、その点数に係数を乗じたものを評価点とする。

評価の視点	係数	配点
全体構成・コンセプト・内容【65点】		
児童・生徒が災害に適切に対応する能力を実践的に身に付け、効果的な防災教育の推進に資するような構成・企画内容となっているか。	2	10
電子データ等の取扱が苦手な教員でも、関連する教科、特別活動など学校の教育活動全体を通じて活用しやすい工夫がされているか。	3	15
小中学生に対する防災教育の特性やポイントを理解し、各学年の発達の段階において理解しやすく、適切な内容となっているか。	2	10
児童・生徒が自ら危険を察知し、主体的に行動する実践力を養う工夫が提案されているか。	3	15
児童・生徒が災害への興味・関心を高め、自分事として捉えられるような工夫が提案されているか。	3	15
デザイン【10点】		
視覚的に分かりやすく、児童・生徒の学習意欲を掻き立てるようなデザインか。	2	10
業務執行能力【10点】		
適切な監修者等の人員を確保するなど十分な執行体制があるか。類似の教材の作成実績があるか。また、業務を円滑に進める上で、スケジュールは妥当なものとなっているか。	2	10
独自提案【15点】		
本業務の趣旨に合致し、かつ、家庭への波及など大きな効果を見込める独自の機能や仕組み、手法等が提案され、その内容に具体性や実現性があるか。	3	15
		100

8 失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

9 参加資格についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。

10 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

11 契約担当

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階北側

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課 齋藤、酒巻

Tel : 011-211-3062 Fax : 011-218-5115

【電子メールアドレス】 kiki_c_bosai@city.sapporo.jp

【ホームページ】 <https://www.city.sapporo.jp/org/kikikanri/>